

令和2年1月27日
岡山県公報
第12248号

◎岡山県規則第八十一号

岡山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号。以下「法」という。）

第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定により、特定水産資源の漁獲量等の報告に關し必要な事項を定めるものとする。

(漁獲量等の報告の方法)

第二条 前条の報告は、知事の使用に係る電子計算機と当該報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。ただし、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、知事が別に定める様式による書面を提出して行うことができる。

2 前項ただし書の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合は、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、交付に要した日数は算入しない。

(代理人による報告)

第三条 前条第一項の規定による報告をしようとする者が、代理人を用いて当該報告をする場合には、その権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十一月一日から施行する。

(海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則の廃止)

2 海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則（平成十五年岡山県規則第六十

五号) は、廃止する。

(海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の海洋生物資源の漁獲努力量等の報告に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成二十年法律第九十五号。以下「改正法」という。)附則第二十八条の規定により改正法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。